

東京学芸大学附属高等学校校則の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(休業日)</p> <p>第10条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(3) 開校記念日 6月1日</p> <p>(4) 夏季休業日として校長が定める日</p> <p>(5) 冬季休業日として校長が定める日</p> <p>(6) 春季休業日として校長が定める日</p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>(報告義務)</p> <p><u>第11条</u> 校長は、前条第2項及び第3項の規定により休業日の変更等を行ったときは、<u>運営部長を通じて学長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>第12条</u> 〔省略〕</p> <p>第4章 入学、編入学及び転入学 (入学時期)</p> <p><u>第13条</u> 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、<u>第18条</u>に規定するものについては、この限りでない。</p> <p><u>第14条～第18条</u> 〔省略〕</p> <p>第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書 <u>第19条・第20条</u> 〔省略〕</p> <p>第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業 <u>第21条～第23条</u> 〔省略〕</p> <p>第7章 留学、休学、転学及び退学</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(休業日)</p> <p>第10条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p>(3) 開校記念日 6月1日</p> <p>(4) 夏季休業日として校長が定める日</p> <p>(5) 冬季休業日として校長が定める日</p> <p>(6) 春季休業日として校長が定める日</p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>(報告義務)</p> <p><u>第10条の2</u> 校長は、前条第2項及び第3項の規定により休業日の変更等を行ったときは、<u>学長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>第11条</u> 〔省略〕</p> <p>第4章 入学、編入学及び転入学 (入学時期)</p> <p><u>第12条</u> 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、<u>第17条</u>に規定するものについては、この限りでない。</p> <p><u>第13条～第17条</u> 〔省略〕</p> <p>第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書 <u>第18条・第19条</u> 〔省略〕</p> <p>第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業 <u>第20条～第22条</u> 〔省略〕</p> <p>第7章 留学、休学、転学及び退学</p>

第24条～第27号 〔省略〕

(出席停止)

第28条 校長は、生徒が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に該当するときは、当該規定により出席を停止させることができる。

2 校長は、前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに運営部長を通じて学長に報告しなければならない。

第29号 〔省略〕

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍する。

(1)・(2) 〔省略〕

(3) 第26条第1項及び第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 〔省略〕

第8章 賞罰

第31条 〔省略〕

(懲戒)

第32条 校長は、本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者に対して、教育上必要があると認めるときは、運営部長の承認を得て懲戒を加えることができる。

2 〔省略〕

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1)～(4) 〔省略〕

4 〔省略〕

第9章 検定料、入学料及び授業料

第33条～第36条 〔省略〕

第10章 雑則

第37条 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この校則は、令和6年4月1日から施行する。

第23条～第26号 〔省略〕

(出席停止)

第27条 校長は、生徒が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に該当するときは、当該規定により出席を停止させることができる。

2 校長は、前項の措置を行ったときは、その状況を速やかに学長に報告しなければならない。

第28号 〔省略〕

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。

(1)・(2) 〔省略〕

(3) 第25条第1項及び第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 〔省略〕

第8章 賞罰

第30条 〔省略〕

(懲戒)

第31条 校長は、本校の規則に違反し、又は生徒としての本分に反する行為をした者に対して、教育上必要があると認めるときは、学長の承認を得て懲戒を加えることができる。

2 〔省略〕

3 前項の退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

(1)～(4) 〔省略〕

4 〔省略〕

第9章 検定料、入学料及び授業料

第32条～第35条 〔省略〕

第10章 雑則

第36条 〔省略〕

〔省略〕